

# 国民健康保険税算出例

## 例1 次の3人世帯の場合

	続柄	年齢	所得
Aさん	世帯主	50歳	500万円 (給与所得)
Bさん	妻	50歳	なし
Cさん	子	20歳	なし
国民健康保険税 算定基礎額			457万円 = 500万円 - 43万円

均等割額と所得割額を合計した後に、100円未満の端数を切り捨てます。

				(100円未満切捨)
医療分	均等割額	3人 × 29,000円 = 87,000円	339,264円	医療分計
	所得割額	4,570,000円 × 5.52% = 252,264円		339,200円
支援分	均等割額	3人 × 10,300円 = 30,900円	121,386円	支援分計
	所得割額	4,570,000円 × 1.98% = 90,486円		121,300円
介護分	均等割額	2人 × 12,000円 = 24,000円	103,975円	介護分計
	所得割額	4,570,000円 × 1.75% = 79,975円		103,900円
<b>令和7年度国民健康保険税</b>				<b>564,400円</b>

## 例2 例1の世帯のAさんが解雇等で離職し、軽減申告をした場合

	続柄	年齢	所得
Aさん	世帯主	50歳	500万円 (給与所得)
Bさん	妻	50歳	なし
Cさん	子	20歳	なし
国民健康保険税 算定基礎額			457万円 = 500万円 - 43万円
給与所得のみなので、軽減申告により給与所得を30/100とし、その所得額は150万円。			
軽減申告後の算定基礎額			107万円 = 150万円 - 43万円

3人世帯の場合、世帯の合計所得額が【43万円 + 56万円 × 3人 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】以下であると、均等割額が2割軽減となります。  
この世帯については、非自発的失業の減額と均等割額が2割減額されます(詳細については、調布市ホームページ「令和7年度国民健康保険税の計算、軽減・減免」の【国民健康保険税の軽減、減免等】をご覧ください)。

				(100円未満切捨)
医療分	均等割額	3人 × 23,200円 = 69,600円	128,664円	医療分計
	所得割額	1,070,000円 × 5.52% = 59,064円		128,600円
支援分	均等割額	3人 × 8,240円 = 24,720円	45,906円	支援分計
	所得割額	1,070,000円 × 1.98% = 21,186円		45,900円
介護分	均等割額	2人 × 9,600円 = 19,200円	37,925円	介護分計
	所得割額	1,070,000円 × 1.75% = 18,725円		37,900円
<b>令和7年度国民健康保険税</b>				<b>212,400円</b>